

行田市建設工事請負一般競争入札（事後審査型）試行要綱

（趣旨）

第1条 この要綱は、埼玉県電子入札共同システム（以下「電子入札システム」という。）により、市が発注する建設工事の請負契約に係る一般競争入札において、入札参加資格の審査を入札執行後に行う場合（以下「事後審査型」（電子入札システムにおける呼称は「ダイレクト入札」という。）を試行するに当たり、必要な事項を定めるものとする。

（対象工事等）

第2条 事後審査型（ダイレクト入札）の対象とする工事（以下「対象工事」という。）は、市長が指定する。

（参加資格）

第3条 入札に参加する者に必要な資格（以下「参加資格」という。）は次の各号に定めるとおりとする。

- (1) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4の規定に該当しない者であること。
- (2) 行田市契約規則（昭和51年規則第22号。以下「規則」という。）第25条第1項に規定する競争入札参加資格者名簿（以下「資格者名簿」という。）に、対象工事に対応する業種で掲載されている者であること。
- (3) 公告日から入札日までの期間に、行田市建設工事等の契約に係る指名停止等の措置要綱（平成5年告示第54号）に基づく指名停止措置を受けていない者であること。
- (4) 電子入札システムで利用可能な電子証明書を取得し、利用者登録が完了している者であること。

2 前項に掲げるもののほか、必要に応じて次の各号に定める事項に係る参加資格を定めることができるものとする。

- (1) 対象工事に対応する業種の発注標準額の格付区分
- (2) 対象工事に対応する業種の経営事項審査の総合評定値の区分
- (3) 建設業法（昭和24年法律第100号）に基づく許可を受けた営業所の所在地

(4) 一定基準を満たす同種・類似工事の施工実績

(5) 当該工事に配置予定の技術者

(6) その他必要と認める事項

(公告内容等の決定)

第4条 市長は、行田市工事請負業者選考委員会に諮り、前条に定める参加資格のほか公告の内容等を決定するものとする。

(入札の公告)

第5条 公告は、行田市公告式条例（昭和25年条例第22号）に基づき、行田市建設工事請負一般競争入札公告（様式第1号）を掲示するほか、電子入札システム及び行田市ホームページに掲載するものとする。

(設計図書等)

第6条 別冊の図面、仕様書、現場説明書及び現場説明に対する質問回答書（以下「設計図書等」という。）は、参加希望者に閲覧、貸与又は配布（有料若しくは無料）するものとする。

2 参加希望者からの質問及びその回答は、全参加希望者に周知するものとする。

(現場説明)

第7条 現場説明会は、原則として開催しないものとする。

(入札参加)

第8条 参加希望者は、電子入札システムにおいて当該入札案件に対し「競争参加資格確認申請書」を提出することにより、入札参加の意思を表示するものとする。なお、当該申請書提出時に「ダイレクト入札参加申請書．pdf」ファイルを添付するものとする。

3 前項の競争参加資格確認申請書を提出し、電子入札システムにおいて自動発行される競争参加資格確認申請書受付票を確認した者は、入札に参加することができる。

(入札保証金)

第9条 入札保証金の納付については、規則第16条第3項の規定により免除するものとする。

(入札金額見積内訳書)

第10条 市長は、入札に参加する者から、必要に応じ初度入札時に入札金額見積内訳書の提出を求めるものとする。

(入札の執行)

第11条 入札に参加する者の数が1人であるときは、入札を執行しないものとする。

2 再度入札は1回までとするものとする。

(不調時の取扱い)

第12条 次の各号に定める入札をした者（以下「落札候補者」という。）がいな
い場合は、日時を改めて公告をし、一般競争入札に付するものとする。

(1) 予定価格の制限の範囲内の価格で入札した者

(2) 最低制限価格を定めている場合にあっては、予定価格の制限の範囲内で、かつ、最低制限価格以上の価格で入札した者

(3) 調査基準価格を定めている場合にあっては、予定価格の制限の範囲内で、かつ、調査基準価格以上の価格で入札した者。最低の価格で入札した者が調査基準価格を下回った場合にあっては、行田市低入札価格調査取扱試行要綱（平成14年4月1日施行）に基づく調査の結果、契約の内容に適合した履行がされないおそれがないと認められた者

2 前項の規定にかかわらず、一般競争入札に付することができないときは、随意契約とすることができるものとする。この場合において、当該随意契約は、当該参加資格者の中から希望する者にその旨を告知して行うものとする。

(入札の辞退)

第13条 入札辞退の手続きは行田市公共工事等電子入札運用基準によるものとする。

(入札の無効)

第14条 次の各号に定める入札は無効とするものとする。

(1) 競争参加資格確認申請書を提出しない者がした入札

(2) 参加資格確認のため、市長が行う指示に従わない当該落札候補者のした入札

(3) 虚偽の競争参加資格確認申請書を提出した者がした入札

(4) その他入札に関する条件に違反した入札

(落札決定の保留)

第15条 市長は、落札候補者があるときは、落札候補者の参加資格を審査するため落札決定を保留する。

(参加資格確認書類の提出)

第16条 市長は、落札候補者のうち最低の価格をもって入札を行った者（以下「第一順位の落札候補者」という。）に対し、開札後速やかにファクシミリ及び電話により連絡し、次項に定める書類の提出を求めるものとする。

2 第一順位の落札候補者は、入札公告に定める参加資格の有無及び契約保証金の取扱いを確認するため、一般競争入札参加資格等確認申請書（単体企業及び経常建設工事共同企業体（以下「単体等という。」）にあつては様式第2号、特定建設工事共同企業体にあつては様式第3号。以下「確認申請書」という。）及び一般競争入札参加資格等確認資料（単体等にあつては様式第4号、特定建設工事共同企業体にあつては様式第5号。以下「確認資料」という。）を市長に提出しなければならない。

3 規則第5条第3項の規定に基づき、契約保証金の納付の免除を希望する者は、当該建設工事の請負契約書の写し及び工事完成検査結果通知等履行を証明するものの写し（単体等にあつてはその単体等が、また、特定建設工事共同企業体にあつてはその代表構成員となる者が、単体等又は特定建設工事共同企業体の代表構成員として工事を請け負った実績に限る。）を確認資料に添付しなければならない。

4 前2項の書類は、参加資格確認書類の提出を求めた日の翌日から起算して原則として2日（土曜日、日曜日、休日及び年末年始（以下「休日」という。）を除く。）以内に持参により提出しなければならないものとする。

5 第一順位の落札候補者が前項の規定による提出期限内に確認資料を提出しないとき又は参加資格確認のために入札執行者が行う指示に従わないときは、当該落札候補者のした入札は無効とする。

(参加資格の審査)

第17条 市長は、参加資格要件に基づき、第一順位の落札候補者が当該要件を有しているか否かの審査をした結果、参加資格が無い場合には、その者を失格とし、

次に低い価格を提示した落札候補者（以下「次順位の落札候補者」という。）について前条の規定と同様の手続きを行うものとする。この場合において、前条及び本項中「第一順位の落札候補者」とあるのは「次順位の落札候補者」と読み替えるものとする。

2 前項の審査は、入札価格の低い順に落札候補者について順次審査を行い、参加資格を有する者が確認できるまで審査を行うものとする。

3 同額の入札を行なった落札候補者がいる場合には、くじにより参加資格の審査の順序を決定する。

4 参加資格の審査は、入札書、入札金額見積内訳書、確認資料等により行うものとする。

5 参加資格の審査は、前条第4項に規定する確認資料の提出期限の翌日から起算して原則として3日以内（休日を除く。）に行うものとする。ただし、参加資格の審査に疑義が生じた場合はこの限りではない。

（落札者の決定又は参加資格不適格の決定）

第18条 市長は、前条の審査の結果、参加資格を有することが確認された落札候補者を落札者として決定し、電子入札システム及び一般競争入札参加資格等確認結果通知書（様式第6号）により通知するものとする。

2 市長は、前条の審査の結果、落札候補者が参加資格が無いことを確認した場合は、その理由を付して一般競争入札参加資格等確認結果通知書（様式第7号）により、落札候補者に通知するものとする。

3 落札決定までに、落札候補者が入札公告に示すいずれかの参加資格要件を有さなくなったときは、当該落札候補者は参加資格が無いものとする。

（参加資格の有無の再確認）

第19条 入札参加資格が無い旨の通知がされた落札候補者は、異議があるときは入札参加資格が無いことの再確認及び説明を求めることができる。

（契約保証金）

第20条 契約保証金については、規則第4条及び第5条の規定に基づくものとする。

2 契約保証金は、契約上の義務が履行されたのち、市が指定する請求書に基づき、

これを還付するものとする。

- 3 契約の相手方が契約上の義務を履行しないときは、その者に係る契約保証金（その納付に代えて提供された担保を含む。）は、地方自治法第234条の2第2項の規定により還付しないものとする。

（その他）

第21条 この要綱に特別の定めがない事項は、行田市公共工事等電子入札運用基準並びに競争入札に関する諸規程等の例によるものとする。

附 則

この要綱は、平成20年7月1日から施行する。